

○庄原市在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付要綱

平成17年 3月31日告示第42号

改正

平成23年 2月21日告示第20号

庄原市在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度の介護を要する在宅高齢者(以下「在宅高齢者」という。)を介護している者又は当該在宅高齢者に予算の範囲内において紙おむつ購入助成券(以下「助成券」という。)を交付し、介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資するため、助成券の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「在宅高齢者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 市内に住所を有し、現に居住し、紙おむつを必要とする状態にある者

(2) 申請時において、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護の認定が、要介護3、4又は5と判定されている者

2 この要綱において「介護者」とは、在宅高齢者と原則として同居し、当該高齢者を継続介護している者をいう。

3 この要綱において「協力店」とは、市内において安全な紙おむつ等が継続的に提供でき、また紙おむつについて相談に応じる専門的知識を有する薬局その他取扱店で、この事業の趣旨に賛同し、協力するものをいう。

(交付対象者)

第3条 助成券の交付対象者は、在宅高齢者の主たる介護者とする。ただし、介護者がいないときは、在宅高齢者本人を交付対象者とすることができる。

2 助成券の交付は、在宅高齢者及び主たる介護者が、ともに第5条に定める申請書の提出年度(以下「申請年度」という。)における市町村民税非課税世帯(申請日において市町村民税が確定していないときは、申請年度の前年度における市町村民税非課税世帯)に属する場合に限るものとする。

(購入対象品目)

第4条 助成券で購入できる品目は、紙おむつ、紙パンツ、おむつカバー、尿取りパッド、ポータブルトイレ用消臭剤、防水シート、介護用手袋及び清拭剤（以下「紙おむつ等」という。）とする。

（申請）

第5条 助成券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成券交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

（助成券の交付）

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成券の交付が適当と認めたときは、当該申請者に助成券（様式第2号）を交付する。

2 前項の規定により交付する助成券の枚数は、申請書の提出日に応じ別表のとおりとする。

3 助成券は、再交付しないものとする。ただし、損傷等で使用に堪えなくなったときは、未使用の助成券を届け出ることにより、未使用枚数のみ再交付を受けることができる。

（助成券の額）

第7条 助成券の額は、1枚につき3,000円とする。

（使用の方法）

第8条 助成券を使用するときは、紙おむつ等を購入する際に直接協力店へ助成券を使用する旨を告げて使用するものとする。

2 紙おむつ等の購入に使用された助成券の額の合計額が紙おむつ等の購入金額を上回るときは、協力店から当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

（協力店の登録）

第9条 協力店として登録を受けようとする者は、事業協力店登録申込書兼承諾書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（助成額の請求）

第10条 協力店は、原則として受け取った助成券を1か月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、助成金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）に添えて、市長に提出するものとする。

(助成額の支払)

第11条 市長は、前条に定める協力店から請求があったときは、当該請求書及び助成券を確認し、請求のあった日から30日以内に当該協力店への支払いを行うものとする。

(助成券の使用有効期限)

第12条 助成券の使用有効期限は、交付した日から当該年度の末日とする。

2 助成券の更新を受けようとする者は、使用有効期限の満了した助成券を市長に返付し、第5条に規定する申請を行わなければならない。

(譲与等の禁止)

第13条 助成券は、他人に譲与又は売却してはならない。

(助成決定の取消し)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により助成券の交付を受け、又は助成券を使用した者がいるときは、未使用の助成券及び既に助成した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(助成券の返還)

第15条 在宅高齢者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、未使用の助成券を市長に返還するものとする。

(1) 市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(助成台帳の整備)

第16条 市長は、助成状況を明確にするため、助成券交付台帳(様式第5号)を整備するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から適用の日(以下「適用日」という。)の前日までは、合併前の庄原市在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付事業実施要綱(平成13年庄原

市告示第31号。以下「合併前の告示」という。）の規定を適用する。

- 3 適用日の前日までに、合併前の告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年2月21日告示第20号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 申請日 | 交付枚数 |
|-----------------|------|
| 4月1日から6月30日まで | 25枚 |
| 7月1日から9月30日まで | 20枚 |
| 10月1日から12月28日まで | 15枚 |
| 1月4日から3月31日まで | 10枚 |

様式（省略）